

Social Insurance Consulting Firm EOS Firm News

Firm News Vol. 79 Oct' 16

Contents

- 【法改正】短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が始まりました
 - 【Global Talent Management】⑦入管法のキーワードについて

Social Insurance Consulting Firm EOS

Firm News

▶【法改正】 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が始まりました

平成28年10月1日から、特定適用事業所(※)に勤務する短時間労働者は健康保険・厚生年金保険への加入対象となりました。それに伴い、特定適用事業所に該当する場合は、以下の手続きが必要となります。

※特定適用事業所とは、同一事業主(法人番号が同一)の適用事業所の被保険者数(短時間労働者を除き、共済組合員を含む)の合計が、1年で6ヶ月以上、500人を超えることが見込まれる事業所を言います。

■特定適用事業所に該当する場合の届出等

1. 施行日(平成28年10月1日)時点で特定適用事業所に該当する適用事業所
・年金事務所から8月下旬に「特定適用事業所該当事前のお知らせ」、10月初旬に「特定適用事業所該当通知書」が届いています。そのため「特定適用事業所該当届」の提出は不要です。
2. 特定適用事業所の要件を満たすことが見込まれる適用事業所
・法人番号が同一の適用事業所の被保険者数が500人を超える月が直近11ヶ月のうち5ヶ月である事業所に対して、「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」が届きます。
・特定適用事業所の要件を満たす場合に、**本店または事業所の事業主から**「特定適用事業所該当届」を提出する必要があります。
・「特定適用事業所該当届」の提出がなかった場合でも、年金機構によって要件を満たすことが確認された場合には、特定適用事業所に該当したものと取り扱われ、「特定適用事業所該当通知書」が届きます。

■被保険者の雇用条件が変更となった場合等の届出

特定適用事業所に勤務する被保険者の雇用条件が変更となり、以下の事例に該当する場合等は、**雇用条件が変更となった日から5日以内**に「被保険者区分変更届」を提出します。

【事例①】

短時間労働者として被保険者資格を取得していた社員の雇用条件が変更となり、勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3以上となった場合

【事例②】

正社員が短時間労働者へ契約変更し、勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満となった場合

■被保険者数が500人を超えなくなった場合の届出

特定適用事業所に該当した後に、被保険者数(短時間労働者を除く。)が500人以下となった場合でも、引き続き特定適用事業所として取り扱われます。ただし、被保険者数(短時間労働者を含む)の4分の3以上の同意を得て、特定適用事業所不該当の届出をすることができます。この場合、**本店または主たる事業所の事業主から**「特定適用事業所不該当届」及び「特定適用事業所不該当同意書」を提出します。

Social Insurance Consulting Firm EOS

Firm News

➤【Global Talent Management】⑦入管法のキーワードについて

今月は、外国人の雇用に関連し入管法のキーワードについて説明させていただきます。

外国人を雇用する場合に「出入国管理及び難民認定法」(入管法)を理解することは非常に重要です。日本人を雇用する場合、労働基準法などの労働関係諸法令を遵守することになりますが外国人の場合にはそれらに加えて入管法も守らなくてはなりません。いわば、入管法は日本人の雇用と外国人の雇用の違いを構成している法律とも言えます。そのため、外国人を雇用するためには入管法に関するキーワードを理解することが重要になります。

出入国管理及び難民認定法(入管法)の規定

入管法では、外国人が、我が国に入学・在留して従事することができる社会活動、在留することができる身分・地位を類型化して在留資格として定められており、そのいずれかに該当していなければ我が国への入学及び在留は認められていません。

【キーワード1:パスポート】

パスポート(旅券)とは、ある人が外国へ行く場合に、本国(又はその居住国)の政府が外国の当局に対し、本人の身元を明らかにし、滞在中の便宜や安全のための措置を講じてくれるように要請した出国する側の国が発行した渡航文書のことで、入管法2条5項では以下のように定義されています。

- イ 日本国政府、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関が発行した旅券又は難民旅行証明書その他当該旅券に代わる証明書(日本国領事官等の発行した渡航証明書を含む。)
- ロ 政令で定める地域の権限のある機関が発行したイに掲げる文書に相当する文書

【キーワード2:ビザ】

ビザ(VISA:査証)とは、外国人が日本に入学する前に、海外にある日本の大使館や領事館で作成するものであり、在外の日本公館(大使館領事部、総領事館、領事館)の領事が、日本に渡航しようとする外国人について、パスポート(旅券)、渡航目的等を審査した結果、その人物が日本への入学に問題がないことを確認した旨を旅券に表示する(査証印を押す)ものです。

ビザには、次の役割があります。

1. 外国人が持っている旅券(パスポート)が有効であることの確認
2. 日本に入学させても支障がないという推薦の意味

【キーワード3:在留資格】

日本では外国人の入学を管理する方法として「在留資格制度」を採用しています。あらかじめ数種類の「在留資格」を詳細に規定し、またビザを発給または発給を停止することにより、国内外への入学を管理する制度です。いわば、日本に入学する外国人を調整するバルブの役目も担っており、日本に入学する外国人は原則として、その全員が何らかの在留資格を与えられることとなります。そして、それぞれの在留資格には日本で入学することができる活動内容と期限が定められており、日本に滞在する外国人はその在留資格により定められた活動内容と期間に限定されて滞在することが可能となります。つまり、在留資格とは外国人が日本に滞在し活躍することができる身分または地位の種類を類型化したものといえます。

本紙に関するお問合せ、人事労務に関するご相談等は、
下記までご連絡ください。
(2016年11月号から2017年1月号につきましては、
弊社の都合により休刊とさせていただきます。)

社会保険労務士法人EOS

東京都港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル5階

TEL: 03-4577-1849 FAX: 03-4577-1898

E-mail: accounting@epcs.co.jp

<http://www.epcs.co.jp/>

アウトソーシング サービスWebサイト：

<http://www.epcsoutsourcing.com/>